

## 災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針

### 1 趣旨

災害時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、安否不明者の氏名情報等の公表に係る方針を策定する。

### 2 用語の定義

本方針における各用語の定義は以下のとおり。

- (1) 災害 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定される災害
- (2) 安否不明者 : 当該災害により所在不明となったと考えられ、連絡のとれない者
- (3) 支援対象者 : 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されている者

### 3 公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。

- (1) 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合
- (2) 当該安否不明者が支援対象者であるか、又は、不明の場合
- (3) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

### 4 公表範囲

氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況（以上について「氏名情報等」という。）

### 5 公表手続き

災害の規模を問わず、安否不明者が発生した場合においては、以下の手続きを実施する。

#### (1) 市町村から県への安否不明者の氏名情報等の提供

ア 市町村災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市町村防災・危機管理担当課。以下同じ。）は、県災害対策本部（災害対策本部設置前においては県危機管理課。以下同じ。）に対して、当該安否不明者に係る氏名情報等及び支援対象者の当否について提供する。

イ 県災害対策本部が別途氏名情報等を入手した安否不明者に関しては、支援対象者の当否について市町村災害対策本部に照会し、この照会を受けた市町村は、県災害対策本部に対して、支援対象者の当否について回答する。

#### (2) 県による安否不明者の氏名情報等の公表

県災害対策本部は、公表基準に合致する安否不明者の氏名情報等について、公表する。

### 6 その他

#### (1) 本方針の位置づけ

全国知事会では、災害時の安否不明者の氏名公表について、公表の主体や権限などを法令上明確にすることを国へ要望しており、本方針は、国による法整備が行われるまでの暫定的なものとして、全国知事会が令和3年6月に策定した「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」を踏まえ、策定したものである。

したがって、今後、災害対策基本法等の改正、あるいは、全国知事会によるガイドラインの改定等があった場合には、適宜改定するものとする。

#### (2) 市町村による公表等

本方針に基づき、県は市町村に対して情報提供を依頼するが、市町村に提供を義務づけるものではなく、また、本方針は、市町村による氏名情報等の公表を妨げない。